

# 株式会社ユースリー奨学金 連帯保証人同意書

株式会社ユースリー 御中

申込者が株式会社ユースリー奨学金の奨学生として採用され、貴社の規定により奨学金を返還しなければならないときは、私は、株式会社ユースリー奨学金募集要項及び裏面の規定を確認し、申込者と連帯して奨学金の返還することを誓約します。

令和 年 月 日

## 【連帯保証人】

住所	
氏名	印
電話番号	
メールアドレス	
勤務先	名称：
	住所：

(※連帯保証人の印鑑は実印、印鑑登録証明書添付)

## 1. 奨学金の給付額

- (1) 准看護師の資格を有し、正看護師資格取得を目指し、育成校に在学している者（以下①の者）  
実習期間中において、勤務できない期間において 月額8万円（2週間実習であれば、4万円）
- (2) 助産師・保健師・看護師（以下、看護師等）資格取得を目指し、国立大学・県立大学に在学している者（以下②の者）  
在学期間において 月額3万円（年額36万円）

## 2. 奨学金給付費の期間と更新について

当該奨学金給付期間は毎年度3月末までの期間とし、以下の要件や勤務態度を総合的に判断し、更新の是非を判断する。

- (1) 入学1年未満の者  
高等学校等における評定平均値が3.5以上である者、または、入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1の範囲であること  
※①の者であって、前年度准看護学科に在学していた者は、准看護学科最終学年の成績による
- (2) 入学2年以上の者  
GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位2分の1の範囲であること
- (3) 株式会社ユースリー就業規則第51条に規定する、懲戒処分に該当していないこと

## 3. 給付奨学生の身分の喪失と返還義務と免除

給付奨学生は次の各号に該当するときには、給付奨学生の身分を喪失し、受給した奨学金額の返還義務が生じる

- (1) 「2. 奨学金給付の期間と更新について」における更新要件を満たせなかったとき
- (2) 精神又は身体の障害により、修学の継続ができないとき
- (3) 奨学金の給付を辞退したとき
- (4) 転籍、転学又は退学により、看護師等資格取得が困難になったとき
- (5) 修了できなかったとき
- (6) 死亡したとき
- (7) 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき
- (8) その他給付奨学生として適当でないと認めたとき

## 4. 給付奨学生は次の各号に該当するときには、受給した奨学金の返還義務を免除する。

- (1) 看護師等資格取得後、経営状態や職員数等株式会社ユースリーの都合により就職が困難なとき
- (2) 奨学金給付者として在学した期間に一年間を足した期間を、株式会社ユースリーで勤務した時

## 5. 返還方法

3に規定する、返還義務が生じた場合には、株式会社ユースリーは給付奨学生に対して、返還を求めることができる。

返還を求められた者は、請求の翌々月から起算して24ヶ月以内に一括または割賦にて、無利息にて全額返還しなければならない。

ただし、災害または傷病等で返還が困難になった場合に、株式会社ユースリーに届け出を行い承認をされた場合には、返還を最大1年間猶予することができる。

連帯保証人は、奨学金給付額を極度額として、申込者と連帯して奨学金返還の義務を負う。